

令和4年4月定例会

- 1 期 日 令和4年4月27日（水）
開会 午後2時00分
閉会 午後3時30分
- 2 会 場 本庁舎6階、第4委員会室
- 3 出席者 皆川 征夫 教育長
住石 英治 教育長職務代理者
根本 恵美子 委員
石川 宏貴 委員
久野 義春 委員
- 4 出席職員 大塚 潤一 生涯学習部長
市村 昌子 生涯学習部参事（事）文化・スポーツ課長
飯塚 博文 生涯学習部副参事
柳 昌孝 生涯学習部副参事（事）学校教育課長
岩松 昌弘 生涯学習推進課長
斉藤 薫 図書館長

富田 浩司 学務保健室長

後藤 真弥 文化スポーツ課副主幹

関 正人 教育総務課長

岩見 健治 教育総務課主幹

5 議案事項

議案第1号 令和4年度教育費6月補正予算について

議案第2号 鎌ヶ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱
の一部を改正する告示の制定について

議案第3号 鎌ヶ谷市文化財保存活用地域計画（案）について

追加議案第1号 歴史的建造物保存活用事業に係る土地取得について

6 報告事項

報告第1号 令和4年5月の行事予定について

報告第2号 学校の近況報告について（指導）

報告第3号 学校の近況報告について（管理）

7 傍聴者

なし

- 教 育 長 ただ今から、鎌ヶ谷市教育委員会 4 月定例会を開会します。
本日の出席者は 5 名であります。
定足数に達しておりますので、4 月定例会を開会します。
- 教 育 長 本日は、定例で出席している者のほかに、事務局の補助説明員として、
「学務保健室長」「文化・スポーツ課副主幹」の出席を、鎌ヶ谷市教育
委員会会議規則第 14 条の規定により認めることとします。
本日の定例会の会議録署名委員については、石川委員を指名します。
本日の審議案件について、事務局の説明をお願いします。
- 教育総務課長 本日の審議案件は、「議案事項 3 件」及び「追加議案 1 件」、「報告
事項 3 件」です。
よろしく、ご審議のほど、お願いいたします。
- 教 育 長 議案第 1 号の審議に入ります前に、議案第 1 号「令和 4 年度教育費 6
月補正予算について」は、市長に対する意見の申出を必要とする事項で
あり、また、追加議案第 1 号「歴史的建造物保存活用事業に係る土地取
得について」、報告第 2 号「学校の近況報告について（指導）」及び報
告第 3 号「学校の近況報告について（管理）」は、個人に関する情報
を含む事項であります。
よって、これらの案件につきましては、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則
第 13 条の規定により「非公開」とすることについてお諮りします。
議案第 1 号、追加議案第 1 号、報告第 2 号及び報告第 3 号を「非公開」
とすることにご異議はございませんでしょうか。
- 各 委 員 異議なし。
- 教 育 長 ご異議がございませんので、議案第 1 号、追加議案第 1 号、報告第 2
号及び報告第 3 号を、「非公開」といたします。

《ここから非公開》

議案第1号「令和4年度教育費6月補正予算について」は、異議なく、原案のとおり可決されました。

《ここまで非公開》

議案第2号「鎌ヶ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」

学務保健室長

提案理由でございますが、小学校の入学準備、学用品準備及び新入学児童生徒学用品などについて、国が示す補助金の予算段階に合わせ、増額改定するものでございます。

会計金額につきましては、51,060円を3,000円増額し、54,060円とします。

必要予算費は、対象見込み数を総計すると小学校費で180,000円程度増額となる見込みです。

予算措置として、令和4年分は当初予算で対応することとし、不足が生じる場合は、流用等により対応したいと考えております。

次に、経過措置として、令和3年度に改正前の要綱の規定により、「入学準備学用品等」を支給した場合は、改正後の要綱の規定による「入学準備学用品等」の額との差額を該当者へ支給するとします。

教 育 長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見 ございますでしょうか。

久 野 委 員

この予算単価というのは、毎年、物価の変化に伴い変化していくものなのでしょうか。または、何年かに一度変化するものなのでしょうか。

学務保健室長

国が、物価はもちろん、さまざまな調査を行うことにより予算額を定めておりますので、市は、例年、その国が決めた基準に基づいて執行するという流れを取っております。

教 育 長 ほかにございませんでしょうか。
それでは、お諮りいたします。
議案第2号について、原案のとおり決することに、ご異議ございません
でしょうか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 議案第2号「鎌ヶ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要
綱の一部を改正する告示の制定について」、ご異議なしと認め、原案のと
おり可決されました。

教 育 長 続きますして、議案第3号「鎌ヶ谷市文化財保存活用地域計画（案）につ
いて」、事務局の説明をお願いします。

議案第3号「鎌ヶ谷市文化財保存活用地域計画（案）について」

文化・スポーツ 提案理由でございますが、本市の指定・未指定の文化財の保存と活用に関
課長 するマスタープラン及びアクションプランである「鎌ヶ谷市文化財保存
活用地域計画（案）」の作成に当たり、当該計画案について教育委員の皆様
にご意見を伺うものです。

令和3年2月の定例会にて骨子案をお示しし、作成を進めることについて
のご報告をしましたが、現在は、令和4年12月の文化庁認定をめざし、
作業を進めているところです。

本計画は、鎌ヶ谷市総合基本計画が示すまちづくりの基本理念、『みんな
でつくるふるさと鎌ヶ谷』を軸に、関連する各分野の計画との整合を図
りながら、ふるさと鎌ヶ谷への愛着につながるよう作成しております。

計画期間は、令和5年度から令和14年度の10年間といたします。

新たな文化財の発見など、市の文化財を取巻く環境に大きな変化が生じ
た場合には、計画期間の途中であっても、適宜、計画内容の見直しを行
います。

作成に当たっては、市民の声を聞く必要があることから、文化財に関する
市民アンケートを令和3年2月から令和4年1月にかけて、公民館利用
者や郷土資料館来場者、また、小学6年生と中学1、2年生、市職員を対

文化・スポーツ課 文化・スポーツ課ではなく、「文化・スポーツ課長」です。こちらの表
記も訂正させていただきます。

久野委員 資料の中の調査・研究の成果報告について、実施例として、歴史講演会、
資料館セミナー、発掘調査現地説明会と記載があります。

保存・活用に関する取組については、分かりやすい内容で良いと思います
ので、これは「同じ教育委員会の中の連携」という意味で、学習センタ
ーとの事業のリンクを考えてみてはいかがでしょうか。

学習センターなどでは、市民向けの講座を開講する学習プログラムを取
り入れています。中にこのような成果報告を取入れてみてはどうでしょ
う。学習センターや郷土資料館の職員、文化財審議会の委員は専門家なの
で、講師として学習会などの開催を委ねてもいいのではないでしょう
か。

学校との関連ではあるのでしょうか。以前は、「わたしたちの鎌ヶ谷」
という副読本がありましたが、現在もあるのでしょうか。

文化・スポーツ課副主幹 「わたしたちの鎌ヶ谷」という副読本は現在もあります。学校では、3、
4年生の学年で使用されております。

久野委員 副読本を活用されているのは、良いことだと考えておりますし、学校教
育との関連の部分で十分に活用していただければと思います。

郷土資料館の建替えの検討についてですが、市民アンケートでは建替え
ではなく、「再生」という言葉に置き換えられています。これは、建替え
と解釈してよろしいでしょうか。

鎌ヶ谷市の文化財の保存・活用の推進体制の中で、「文化財保存活用計
画推進連絡会議」との記載がありますが、これは現在、まだ活動されてい
ない団体ということですね。

文化・スポーツ課副主幹 はい、現在はまだ活動しておりません。仮称として、計画案に記載して
おりますが、今後このようなかたちの連絡会議を設け、庁内で文化財を通
じた活用など、情報共有の場をつくりたいと考えております。

久野委員 では、「今後、このような連絡会議をつくりたい」という考えでいる、

と理解してよいということですね。

鎌ヶ谷市の文化財の保存活用推進体制は、教育委員会のなかでは、文化・スポーツ課が担当であるということには間違いはないでしょう。しかし、推進のための態勢としては、文化・スポーツ課だけが担うのではなく、教育委員会の生涯学習部があって、そのなかの文化・スポーツ課が担当する、というのが好ましい姿ではないかと思います。

文化・スポーツ課だけでなく、「教育委員会生涯学習部の文化・スポーツ課が担当する」と解釈できるような工夫をしていただきたいと思います。

文化・スポーツ課 本市の文化財の保存・活用を推進していくのは、一つの課だけでなく、総じて、生涯学習部、または教育委員会といった組織総和で推進していくというご意見と心得てよろしいでしょうか。

久野委員 はい。

教育長 それでは、今、何点か指摘がございました。今、検討すべき課題については、変更をお願いします。

住石委員 基本的なことをお伺いしますが、「鎌ヶ谷市文化財保存活用地域計画」の策定主体はどこになりますか。

文化・スポーツ課 策定主体としては、鎌ヶ谷市教育委員会になります。
副主幹

住石委員 教育委員会が策定するということですか。

文化・スポーツ課 教育委員会に属する文化・スポーツ課が担当し、作成しております。
副主幹

住石委員 「鎌ヶ谷市文化財保存活用地域計画策定協議会」が組織されるということを知り、一体どこが策定主体なのか、疑問に感じました。
理由としては、教育委員会がどの程度まで内容について意見できるの

か、この組織図だけでは分かりかねる部分があります。

文化・スポーツ課 副主幹 組織図にある「鎌ヶ谷市文化財保存活用地域計画策定協議会」は、広く、さまざまなご意見をいただく場ということになります。

市民の皆さんからのご意見をいただく場の一つとして、この協議会の中に市民を含め、また、担当部局だけでなく、庁内の関連部局にも広げるといふ方向性をもって協議会を設定していきます。そういう意味では、教育委員会の意見も、反映していく所存です。

住石委員 基本理念『みんなでつくるふるさと鎌ヶ谷』は結構だと思うのですが、この計画のなかで使われている「みんなで」という言葉はどうでしょう。

個人的な感覚では、「みんな」という表現が気になります。この言葉は、どちらかと言うと、幼児言葉であったり話し言葉であったりするものですから、このような場合に用いるには、適切な言葉ではないような気がします。正しくは「皆」ではないでしょうか。

少なくとも、行政で作成するものですから、スローガンのようなものは良いと考えますが、公用文の表記に合った正しい日本語を使用してはいかげでしょうか。

もう一つ、従来、公用文で言及していることですが、保存・活用に関する取組の「取組み」については、送り仮名をつけない「取組」が正しい表記なので、送り仮名の「み」は消した方がよいと思われまます。

他の部分では、送り仮名がない「取組」と正しい表記がなされています。

「計画」であるとはいえ公の文章なので、千葉県『公用文作成の手引』などを参考に適切な文字の表記をしていただきたく思います。内容については問題ないと思いますが、表記について気になる点がありましたので、あえて述べさせていただきました。

教育長 表記の件については、今後は十分に調べるようつとめてください。ほかにございませんでしょうか。

教育長 それでは、お諮りいたします。
議案第3号について、原案のとおり決することに、ご異議はございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 議案第3号「鎌ヶ谷市文化財保存活用地域計画（案）について」、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

《ここから非公開》

追加議案第1号「歴史的建造物保存活用事業に係る土地取得について」は、異議なく、原案のとおり可決されました。

《ここまで非公開》

教 育 長 以上で、議決事項を終了します。

報告第1号「令和4年5月の行事予定について」

教育総務課
主幹 (資料に基づき説明を行いました)

教 育 長 以上、報告第1号について、ご質問ございますでしょうか。

各 委 員 質問なし

《ここから非公開》

報告第2号「学校の近況報告について（指導）」及び報告第3号「学校の近況報告について（管理）」について、報告がありました。

《ここまで非公開》

教 育 長 本日の定例会における議案事項、報告事項については、すべて終了いたしました。「鎌ヶ谷市教育委員会4月定例会」を終了いたします。

鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第32条の規定に基づき署名する。

令和4年7月22日

教 育 長 皆川 征夫

教育委員 石川 宏貴

作 成 者 関 正人

